

行政改革名目の公共施設廃止にあいつぐ注文 廃止後の施設の維持管理や地域での活用への支援など

中川市政では、村山市政から続くいわゆる「行政改革」の一環として、多くの公共施設の廃止や統合が進められてきました。

人口が減少したために役割を終えた施設や、市町村合併によって重複することになった施設などもあり、廃止や統合もやむを得ない例も少なくありません。また、老朽化した施設の中には費用対効果を考えると建て替えることが困難な場合もあります。

しかし、中には現在避難所として活用されている施設や、廃止後も地域住民が借りて活用することを望む施設があります。こうした施設は、公共施設として役割を終えた後でも適切に維持管理することが大切です。なによりも、廃止した後の管理について、その地域に不安を残さないようにすることは市の最低限の責務です。

例えば、「吉川区旭地域生涯学習センター」や「安塚区須川地域生涯学習センター」の廃止については、それぞれの

地域協議会から、「安全・防災面、衛生・環境面に配慮し、適切に管理すること」「廃止後の地域への貸し付けに際し支援や協力を行うこと」「施設の特徴に応じた適切な維持管理を行うこと」「避難所に関し様々な状況に対応した避難のあり方を整理すること」などの意見付きの答申が出されています。

今後の小菅市政で、これらの意見がどのように活かされるか、注視していきたいと思います。

排外主義とは何か、どう闘うか たつみコータロー衆院議員の講演から その1

今回の参議院選挙では参政党が躍進しました。

同党が主張してきたとしか思えない「排外主義」とはそもそもどんなもので、私たちはどう闘っていくべきなのでしょう。

たつみコータロー衆議院議員は、9月4日に滋賀県で講演を行い、まとまった形で「排外主義」について話しました。その講演の概要を記した「にいがたの暮らしと自治10月号(にいがた自治研究所発行)」の記事をもとに、何回かに分けてシリーズで紹介します。

排外主義とは何なのか

まず、排外主義とは何なのか。

これは、特定の集団を異質とみなし、排除、差別する思想や政策のこと。外国人、特定の民族、あるいは高齢者や貧困者など社会的に弱い立場にある人が対象となることが多く、その人たちの存在や尊厳、人権を認めず、社会から締め出そうという考え方です。これらが「排外主義」と呼ばれます。

最近問題になっているヘイトスピーチ(ヘ

イトとは憎しみ)というのとは何なのかというところから話します。

2010年代ぐらいに「在特会」という、在日コリアンの方々を誹謗中傷し、差別を扇動する団体が出てきました。それ以降、ヘイトスピーチが国会でも取り上げられ、「ヘイトスピーチ解消法」という法律ができました。それには罰則はないのですが、川崎市や大阪市など、全国のいくつかの自治体の条例では罰則を定めています。

さて、ヘイトスピーチの定義は何なのか。1つは特定の民族、国籍の人を合理的な理由なく一律に排除、排斥することをあおり立てるもの。「〇〇人は出ていけ」「祖国へ帰れ」、これもヘイトスピーチです。

2つ目は、特定の民族や国籍の人に対して危害を加えようとするもの。「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ込め」などです。

3つ目は、特定の国や地域出身の人を著しく見下すような内容のもの。例えば、特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなどです。

これらは法務省のホームページにありますが、それらがヘイトスピーチの定義とされています。

問題は差別の扇動です。直接的に殺せとか言わなくても、やはり問題にすべきは差別の周りにある扇動です。

ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画では、「扇動は、差別、敵意、暴力を明確かつ意図的に引き起こすことを目的とする非常に危険な言論形態である。こうした行為は、テロや残虐犯罪につながる、あるいはそれらを含む可能性がある」と述べています。あたかも外国人が犯罪者であるかのようにスピーチされた在日コリアンの方が裁

ヘイトスピーチとは

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの。
- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの。
- (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの。

判を起こしました。そして、今年判決が出て、犯罪者扱いする行為が有罪とされ、賠償が認められています。ある意味では、差別の扇動も含めて、人を犯罪者扱いすることも違法であるとして追及されるのではないかと思います。

さて、今年の参院選では、「外国人が優遇されている」など、根拠のないデマで差別を扇動する行為が非常に多かったと思うのです。参政党などが選挙期間中に言っていたのもこういうことでした。

(続く)



日本共産党上越市議員団ニュース

No.888 2025年11月23日

連 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
絡 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
先 平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田(金谷区))
(事務局) 山本 信子 090-4967-0367 (仲町2(高田区))
ホームページ <https://jcpjoetsugiindan.webnode.jp/>